

○不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務取扱要領

平成18年 8 月22日

生 企 第 3 5 8 5 号

警 察 本 部 長

不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務取扱要領の制定について
(通達)

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第6条に規定する不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務を迅速かつ適正に行うため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成18年8月22日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

不正アクセス行為の再発を防止するための援助に係る事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号。以下「法」という。）第9条第1項及び不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則（平成11年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に基づく援助（以下「援助」という。）に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年第400号〕

2 援助の申出の受付及び審査

- (1) 生活安全部サイバー犯罪対策課長（以下「サイバー犯罪対策課長」という。）は、アクセス管理者から、援助申出書（規則別記様式）の提出を受けた場合は、不正アクセス行為援助申出受付簿（別記様式1。以下「受付簿」という。）に登載するとともに、法第9条第1項に規定する申出に添えられた書類その他の物件（以下「提出資料」という。）を確認し、提出資料目録交付書（別記様式2）を交付するものとする。

なお、提出資料目録交付書の交付後に追加して書類その他の物件が提出された場合は、その都度提出資料目録交付書を交付すること。

- (2) サイバー犯罪対策課長は、提出資料に規則第1条第2項各号に掲げる援助を行うために必要なものが含まれていないと認めるときは、アクセス管理者にその提出を求めることができる。
- (3) サイバー犯罪対策課長は、前記(1)及び(2)により提出を受けた書類その他の物件について、援助申出審査表（別記様式3）により審査を行い、当該申出を相当と認めるときは、規則第2条に規定する援助を開始するものとする。
- (4) サイバー犯罪対策課長は、前記(3)の審査により、当該申出が、法第9条に定める援助の対象に該当しないと認めるときは、当該アクセス管理者に対し、援助不開始通知書（別記様式4）を交付するものとする。この場合、不正アクセス行為の再発防止について必要により指導又は助言を行うものとし、その結果を受付簿に記載すること。

一部改正〔平成23年第649号、24年第400号〕

3 事例分析の実施

- (1) サイバー犯罪対策課長は、法第9条第2項に規定する事例分析の実施の事務を規則第3条の規定により委託するときは、事例分析委託書（別記様式5）により行うものとする。
- (2) サイバー犯罪対策課長は、委託した事例分析について、その進捗状況を常に把握し、遅滞している場合は、早急な実施を促すものとする。

一部改正〔平成23年第649号、24年第400号〕

4 援助の実施

- (1) サイバー犯罪対策課長は、事例分析の終了後、速やかに援助内容通知書（別記様式6）をアクセス管理者に交付するとともに、前記2(1)及び(2)により提出を受けた書類等その他の物件をアクセス管理者に返却するものとする。
- (2) サイバー犯罪対策課長は、援助が終了した場合は、その結果を受付簿に記載し、経過を明らかにしておくものとする。

一部改正〔平成23年第649号〕

実施日

この通達は、平成18年8月22日から実施する。

実施日（平成23年3月22日務第649号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

実施日（平成24年4月25日サ対第400号）

この通達は、平成24年5月1日から実施する。

【様式別表省略】